自義真のルール



自転車に関する道路標識・道路標示

自転車専用



自転車の通行の安全と円滑 を図るために、普通自転車以 外の車と歩行者の通行を禁 止しているところです

普通自転車専用

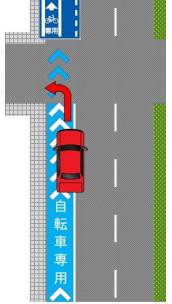


普通自転車の専用 の通行帯であるこ とを示しています

自転車及び歩行者専用



自転車と歩行者の通行の安全と円滑を図るために、普通 自転車以外の車の通行を禁止しているところです





- ・右左折する為
- ・工事などでやむを得ない場合

は、他の車も通行できます



並進可



普通自転車は、2台並んで 通行することができます



自転車道の整備が進み、ほとん Point!! ど撤去されて残っていない

滋賀県野津市野田 やなむねサイクリングロード





Googleマップでは2022年10月には撤去されています

普通自転車の交差点進入禁止

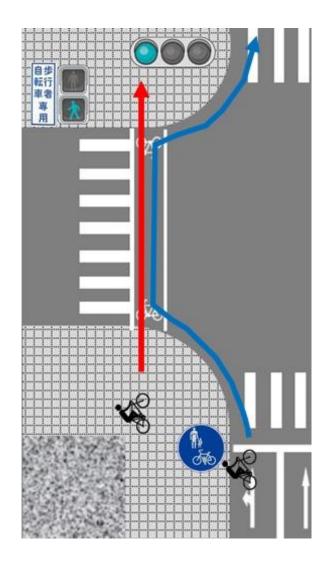


自転車横断帯

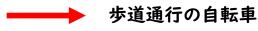


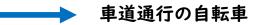


自転車横断帯がある場合の通行位置



自転車で車道を通行していても、自転車横断帯が ある交差点においては、自転車横断帯を通行しな ければいけません







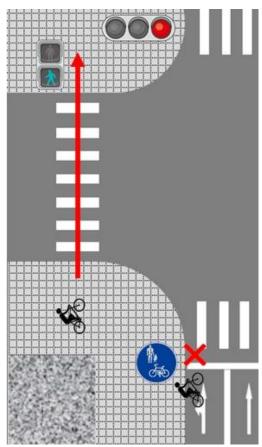
この通行方法は、交差点を直進する自転車が、一旦、 左折するようにして自転車横断帯に入るため、不自然 かつ不合理であり、場合によっては左折しようとする 自動車と交錯するなどの危険な状況が生じていることから、現在設置している自転車横断帯の撤去を進めています

兵庫県警察ウェブサイトより

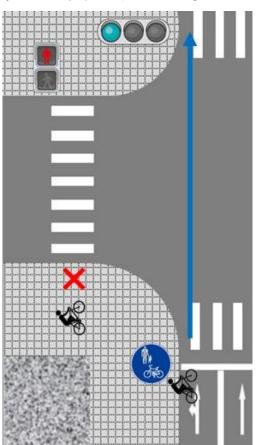


自転車横断帯がない場合の通行位置

横断歩道を通行する場合は 歩行者用信号に従って 横断歩道を通行します



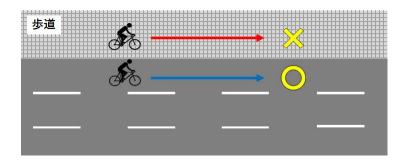
車道を通行する場合は 車用信号に従って 道路の左側に沿って通行します





道路標識・道路標示がないときの通行位置

歩道があるとき



車道を通行しなければなりません

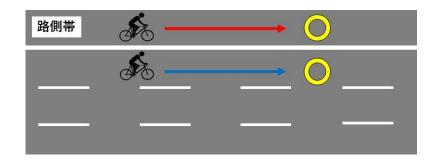
(道路交通法 第17条 第1項)

ただし、次の者は普通自転車により歩道を 通行することができます

- ①児童及び幼児
- ②70歳以上の者
- ③普通自転車により安全に車道を通行する ことに支障を生ずる程度の身体の障害を有 する者

(道路交通法施行令 第26条・道路交通法施行規則 第9条の2の2・ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表)

路側帯があるとき



路側帯を通行することができます この場合、歩行者の通行を妨げないような 速度と方法で進行しなければなりません

(道路交通法 第17条の2)



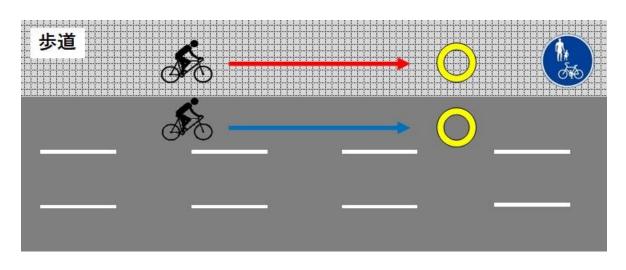
『通行可』であって、『通行しなければならない』義 務ではありません

よって、路側帯と車道のどちらでも通行して良いことになります



道路標識・道路標示があるときの通行位置

自転車及び歩行者専用の道路標識があるとき



道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているときは、歩道を通行することができます

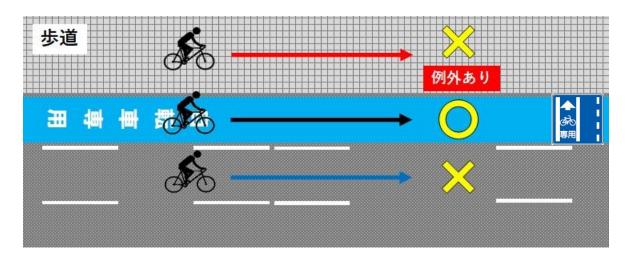
(道路交通法 第63条の4 第1項)



『通行可』であって、『通行しなければならない』義務ではありませんよって、歩道と車道のどちらでも通行して良いことになります



自転車専用の道路標識・道路標示があるとき



車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、通行の区分に従って、車両通行帯を通行しなければなりません

(道路交通法 第20条第2項・第63条の3)

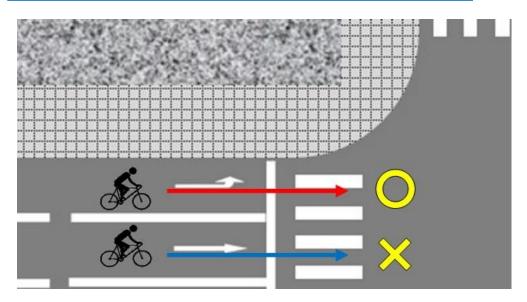
ただし、次の者は普通自転車により歩道を通行することができます

- ①児童及び幼児
- ②70歳以上の者
- ③普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害を有する者

(道路交通法施行令 第26条・道路交通法施行規則 第9条の2の2・身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表



もっとも左側の通行帯が左折レーンのとき



原則として・・・

最も左側の車両通行帯を通行 しなければなりません

(道路交通法 第20条第1項)

車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に 関する通行の区分が指定されているときは、指定された通行区分に従って指定され た車両通行帯を通行しなければなりません

ただし、軽車両や二段階右折する原動機付自転車は、この規制の適用外です

(道路交通法 第35条第1項)



出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート



で、ご確認ください

https://www.kobe-drivers-support.com/

